

質問第二三九号

選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

水野素子

参議院議長 関口昌一 殿

選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書

広範な読者を持つ Google ニュース等のニュース配信サービスにおいて、地域を絞ったターゲットイング広告として特定の選挙（例…令和七年東京都議会議員選挙）の関連記事が表示される事例が確認されている。

一 現行の公職選挙法においては、有料のオンライン広告は原則として禁止されているが（公職選挙法第四十二条の六第一項等）、候補者が実質的に掲載料を負担した選挙関連記事がプラットフォーム上でターゲットイング広告として優先的に表示される場合、公職選挙法に抵触するのか、政府の見解を示されたい。

二 現状は、法的な整合性が不明確と考えられる。選挙運動の公平性を損ない、有権者の判断をゆがめるおそれがあり、選挙の根幹である情報環境の公平性を確保するためにも看過できない。

候補者が実質的に掲載料を負担した選挙関連記事がターゲットイング広告として配信されるケースに対して、公職選挙法適合性及び選挙の公正性を確保するため、現行のガイドラインにとどまらず、プラットフォーム事業者に対し法的拘束力を持つ省令や新たな指針を策定すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。